

解説 1

災害下の社会と人々―別所万右衛門「天保凶歳日記」を中心に

佐藤 大介

はじめに

解題でも述べたように、別所万右衛門の記録にはこれまで具体的に考察されることがなかった、19世紀仙台藩政の動向を解明するための手がかりとなる記述が豊富に含まれている。

ここでは、「天保凶歳日記」の内容を紹介しながら、災害の具体像と、それに直面した社会の対応という観点から藩政の動向を明らかにしてゆく。そのことで、従来正面から取り上げられることのなかった天保期の仙台藩政について考察を進める上での手がかりを提示することを目指すこととしたい。なお、本稿での史料引用については注記のないものはすべて「天保凶歳日記」一～五の当該記事からの引用である。

1 天保期仙台藩領での災害の諸相

万右衛門の記録には、天保年間に仙台領内外で発生したさまざまな災害についての記録が見られる。ここではその中から天保4年および7年夏の気候と、天保6年6月28日の大地震についてその内容を概観する。

天保4年・7年夏の気候

天保飢饉に際しての仙台藩の気候については、天保4年（1833）および天保7年（1836）に長雨や、現在「やませ」と呼ばれる北東風を原因とする冷夏の状況が明らかにされている⁽¹⁾。天保飢饉については、近世の同時代において天保3年から同10年までの長期間におよぶ凶作との認識があったとされる⁽²⁾。この期間の全体をカバーする別所万右衛門の「天保凶歳日記」にも気候の変化が詳細に記されている。ここではこれまでの研究にも学びつつ、天保4年および同7年の4月から9月までの晴・曇・雨の日数を表3にまとめた。

前述したように、「天保凶歳日記」の元々の目的は気候の把握にあったと考えられる。万右衛門の一日の時間認識は、おおむね「朝（未明も含む）」、「昼」、「夕方・晩」、「夜（夜中、暁

も含む)」の4つに区分されている。天候や風向の変化は、この4区分、さらには時刻ごとに記録されている。あわせて、気温の変化についても綿入、裕（気温が冷涼なとき）と単物、帷子（気温が温暖な時）の着脱の状況から把握できる。天候については、1日ごとの変化が前述の4つの区分で記されていることが多いが、ここでは1日の中でもっとも長時間を占めた天候とした。また、1日の中の気候がおおむね同時間と考えられる場合には悪い方を採用している。

表からは、いずれの年においても日照不足と長期間の雨という天候不順が改めて確認される。特に天保7年6月は晴天がわずか2日であった。また稲の出穂期にあたる（旧暦）7月も、いずれの年も月の3分の2以上が曇ないし雨という状況であった。

このような天候をもたらす要因として、現在では「やませ」と呼ばれる北東風に求める認識が、すでに近世期にあったことも明らかにされている⁽³⁾。当該期における「東風」あるいは「北風」、「東北風（北東風）」の出現回数は表4の通りである。この風が寒冷をもたらすことについては、天保7年8月2日の記事に「二日朝天気よし、暑も御座候処、昼後より俄東北風ニ相成、寒風相催」と、暑気から一転して寒風が吹く様子を描写していることから、万右衛門自身も認識していたと考えられる。なお「東風」の呼び名について、夏の天候ではないが、天保4年12月24日条には「北東風甚々敷^{こち}」のように読み仮名が振られている。仙台城下町における呼称が、岩手県から三陸沿岸地域と同様⁽⁴⁾、「北こち」、「こち」であったことを示している。

天候不順に関する認識については、後述する稲の生育状況に加え、動植物の発生状況に関する記載からもうかがうことができる。植物については、桔梗や萩など秋の草花の発生の早さ（天保4年6月18日、7年9月29日、9年6月2日など）が記される。また、天保4年11月には黒川郡と加美郡の「山路」に「餓死草」が発生したり、竹が実を付けたことを「凶年之兆」として、両郡の村々で騒動状況に陥っていたという。

(表3) 天保4年・天保7年夏の天候

年	晴	曇	雨	備考
天保4年6月	5	14	5	
7月	5	18	7	
8月	14	9	6	
9月	12	13	5	
天保7年4月	13	4	10	記載なし3
5月	9	11	5	記載なし5
6月	2	17	11	
7月	8	8	14	
8月	10	11	5	記載なし3
9月	11	13	6	

(表4) 天保4年・7年夏「東風」の記録

年	「東風」「北東風」の日				
天保4年6月	12	14	15	23	24
7月	1	2	3		
8月	1	12			
9月	1	11	13		
天保7年6月	17	18	21		
7月					
8月	2	7			
9月	6				

動物については「夜ハ蚊も不足、蠅も不足、蟬一円鳴キ不申」(天保7年6月16日)のような夏の昆虫の少なさを指摘している。天保7年8月1日には「鈴虫八月朔日^(欠字) 公義御献上も、不生候ニ付相止候」とある。仙台藩が八朔に合わせ、歌枕でもある「宮城野の萩」にちなんで鈴虫を幕府に献上していたことがわかるが、天候不順は鈴虫を通じた幕藩間の儀礼関係にも影響を及ぼしていたのであった。

作柄と万右衛門の認識

飢饉の原因は複合的な側面があるとはいえ、その大きな要因が米の不作であることは疑いない。記録にも当然のことながら稲の作柄に関する記載が多く含まれている。

作柄情報は、万右衛門の知行地のあった磐井郡鳥海村で、給人領主の年貢徴収業務を担当する地肝入からの直接情報を得ている。それに加え、城下町に伝わる領内各地の状況、さらには万右衛門が自ら城下町周辺の農村を廻り、農民からの聞き取りや、稲の生育状況を直接観察して把握に努めている。万右衛門は天保6年閏7月16日の田畑検分では「穂先長キ所弐百餘、粒短キ所百五十六粒^(虫損)」もの等在之候」と、稲穂について実の数までも観察して作柄を判断していた。知行主としての収入に直結するという点に加え、解題で述べた学田1万2000石を有する養賢堂の財務担当と考えられる「倍合主立」としての関心も反映していたとも考えられよう。

ここでは上記の各年についての作況に関する記述を確認しておきたい。

①天保4年

天保4年については、土用入の6月4日を経ても曇の日が続き、栗原郡金成より「先々」の地域、特に胆沢郡では作柄の悪化が予想されていた。7月3日には「世上飢渴ノ憂アリ」と、飢饉の発生が憂慮される世情になったという。

稲の生育については、当初は百姓の間で「稲草生よる敷」(7月11日)という観察であった。しかし、万右衛門はその後自ら城下町近在の田地を観察して、稲の不作状況を記録している。8月4日に見分した宮城郡国分近辺の田地については、「稲一円花かけ不申」ため中稲と晩稲には「実入」のない状態であった。同月15日の名取郡では「青立皆無」の地が多かったという。さらに8月21日には万右衛門の知行地がある磐井郡鳥海村からの飛脚で、同所では「種・夫喰も無之程」であり、天明3年よりも「遙ニ不作」だという「老人」の話を記している。そのため、万右衛門の知行高2貫718文は、「苗代地」の77文分を除き「一円青立皆無」と、事実上収穫がないという大不作に陥っていたのであった。磐井郡東山では穀類を一切食することが出来ず、栄養失調の症状を示す「人色青ク」なった人々が出たという情報も記している。

万右衛門が8月28日に訪れた黒川郡の村々では「三四分」から「半分」の作柄であり、富

谷新町（宮城県富谷町）では新穀を食していた。また、9月4日に前述した宮城郡国分の田地を採訪したところ、8月時点よりは実入りが「式三分」ほど増していたという。領内でも凶作の度合いが様々であったようだが、藩領北部を中心とする不作で、同年の損亡高は75万9300石余り⁵⁾に至ったのであった。

ところで、万右衛門は同年11月ごろの風聞として、「来年も不作」になるという「御百姓共」の「申出」を書き留めている。それによれば、奥郡を指すと考えられる領内「奥在」では種籾が確保できず、「南方之種」が移入されていた。しかしそれでは「土地不習レ」のために収穫が見込めず「一統食物なし」となって「働キ不丈夫」になると、農作業を行うための体力維持が出来ない状況に陥るとする。その上、米穀確保のため年貢を「強ク御取立」るだろうから、百姓衆は「弥増人氣あしく」なるという「三ヶ條之不揃」のため翌年も不作になり「兩年之飢饉」となるだろうということであった。広大な仙台藩領内部で、地域ごとに異なる品種の作付けが行われており、その品種に応じた地域ごとの農業技術が確立していたことを示唆する内容である。あわせて、百姓たちが不作を天候不順だけではなく、不適な品種の移入、そのことによる食料不足の発生と栄養状態の悪化にともなう労働維持の困難、さらには収入確保を目指す藩農政に対する百姓衆の反発という、人為的な要因に起因すると認識している様子が端的に示されている。このような状況をもたらす背景について、19世紀仙台藩農政の状況を具体的に解明する必要があるが、万右衛門は「扱氣之毒之唱」と百姓衆の置かれた状況に同情を寄せるのであった。

②天保7年

天保7年は5月に入り天候不順が続いた。6月6日の土用入でも「呼吸之息ミヘル」ほどの低温であり、万右衛門は「天保四巳ノ年凶年よりも不気候、恐入候事ニ御座候」（同11日）と気候不順を憂慮していた。低温と長雨は7月下旬まで続き、人々の間では「誠に以凶年」との憂慮が広がっていた。同月28日には「世間凶年決定、天明之飢饉より増ニ成可申」と、天明飢饉以上の被害となるとの予測が共通認識となっていたのであった。

万右衛門は7月29日には苦竹（仙台市宮城野区）、8月2日には「嵐もよふ」の天候をおして伊勢堂下（仙台市青葉区八幡・国見）の田地を検分している。苦竹では出穂が「三分の一」から「五分の一」となる一方、「雨朽ニ相成、腐」った稲の様子を記すとともに、「天気計を待居」る百姓達の様子に「心痛恐入」と同情している。伊勢堂下では全く出穂を確認できず、万右衛門も「始而当時頃出穂無之田を見申候」と記すほど、これまで経験したことのない生育状況であった。ここから「天保四年之凶作ハ、凶年ニ無之もの」と、天保4年以上の不作を予測している。8月7日には再び苦竹を訪れた万右衛門は、「暑氣無之、不気候」と冷涼な気候が原因で、開花した稲でも実を結ばなかった旨を「百姓衆」から聞き、万右衛門は「真に餓死

ニ至」るであろうと「悲歎」している。同月 10 日には、万右衛門の知行地より「青立皆無」と、天保 4 年に続き収穫が全く見込めないという状況が伝えられたのであった。

天保 4 年および 7 年の天候不順における万右衛門の認識は、基本的には米穀生産者の側に立ち、彼らの生業と生活の維持に対する危機意識を共有していると考えられる。万右衛門は知行主として、知行地の百姓層の生業と生活を保障する立場にあった。さらに、天保 4 年 11 月の不作をもたらす人為的な要因に関する百姓衆からの聞き取りなどから、万右衛門は凶作が武士と領民との関係に及ぼす影響を構造的に認識していたと考えられる。万右衛門ら下級武士の収入は、知行地の年貢や扶持米の給付など、領内の米穀生産者たちに支えられていた。万右衛門は、凶作に伴う万右衛門ら藩士層の生活を維持するための対応が、結果的に米穀生産者の負担に直結し、両者の対立を招くという当時の政治状況を認識した上での憂慮であったと考えられよう。

天候不順と人々—天気祈願の諸相

凶作をもたらす天候不順を解消する試みとして、様々な形での祈願がなされたことが明らかにされている⁶⁾。天保期の状況について、万右衛門の記録からいくつか記事を確認しておこう。

天保 4 年夏の気候不順に対し、藩により 6 月 14 日より晴天祈願が行われている。領内 9 か所の寺社で実施するというもので、19 日には白石領主片倉小十郎（一家・1 万 8000 石）や出入司（他藩の勘定奉行に相当）が「一ノ宮」（塩竈神社）に藩主の代参として下向する一方、郡奉行衆が加茂神社（仙台市泉区）で「御膳献上」を実施したとある。この祈祷は 22 日まで続けられた。天保 9 年には国許に下向した藩主伊達斉邦自らが各地の寺社を参詣しているが、この点については解説 2 で述べることにする。

天保 7 年には、国分白髭山（仙台市青葉区）での流木が不気候の原因だとして、農民たちによる争いがあったことが知られる。万右衛門の記録にも、6 月 18 日から 20 日にかけての白髭山および柴田郡千人沢における流木の差し止めを巡る動向が記されている。

一方、これに先立つ 6 月 12 日には、城下町で「天気祭り」と称した行列が行われている。山伏の先導により、老若男女が裸に禪の姿で、辻々で法螺貝を鳴らし「ヤアヤア」と鬨の声を挙げながら練り歩いた。大町五丁目からは天狗、南町からは米俵、二日町からは蝉、荒町からは「たい」の練り物が出され、「アツノアツノ」と声を出して往還を通行したという。仙台城下町においては、各町を単位に住民が結集して天気祭りが実施されていたのである。

天保 9 年（1838）の夏も気候不順となったが、7 月 16 日には亀岡八幡宮（仙台市青葉区）の社家頭であった山田土佐守を筆頭として、社家衆が総出で「自分入用」、すなわち自費での祈祷を実施している。山田は翌日より晴天になるという「神霊御告」を受けたという。山田家では天明飢饉時の同 3 年 8 月に祈祷を行い、翌日から天候が回復したことによって、結果的に

は祈祷が成功したという評価を得ていたという⁷⁾。万右衛門の日記にも「天明之度」において祈祷が奏功し知行1貫文の加増を得たことが記されており、この度も天明飢饉時と同様の「其術」を用いると主張していたという。万右衛門はこの動きに対して「此度ハ如何様被成下候哉」との認識を示している。万右衛門が毎日の天候記載や、稲穂の粒の詳細な観察による作況判断など科学的な視点を持ちつつも、神仏への祈願によって気候制御を実現することに対して一定度の期待をよせていたことがうかがえよう。

天保6年の大地震

天保6年(1835)6月25日(旧暦)に仙台領などで発生したことが確認されている大地震については、地震調査研究本部により、三陸沖を震源に約30年周期で発生する「宮城県沖地震」だとされている。この天保6年大地震について、万右衛門の記録には次のように描写されている。

一、六月廿五日辰四刻、土用入、朝大曇ニ冷氣ニテ、裕着用、又ハ単物着用之者半アリ、尤朝之内呼吸息(イキ)少々ミユルナリ、昼九ツ時より雨降相止、昼七ツ時後、雨少し晴、大地震五六動、当時之人無覚大地震と云、据エ釜湯六七分目迄ユレコホル、道路之人、不能歩行、土蔵不残損破ニ及フ、或壁ワレ、或ハ鉢巻落、或ハ腰瓶破ル、家作曲リ、又ハ損シノタメ、戸障子不明也、普請丈夫程破損多し、小家又ハ破家之類無大破、所々石垣之分石抜、破損多し、所々怪我人多し、諸々銘々家々破損計無限リ、御城辺御蔵不残破損、石垣之分所々大破、〔寛政五丑年正月七〔^(虫損)〕〕四十三年前正月七〔 〕震、御破損之調ニ、大略御上向同断と云、

これによれば、当日は「昼七つ時後」(午後4～5時)に数度の激しい揺れが発生した。万右衛門ら当時の人々にとっては全く未経験の振動であったという。揺れにより据え置き釜に入っていた湯がこぼれたり、路上の人々が歩けなくなるほどの大きな揺れであったことが記される。地震により城下町では全ての土蔵が壁のひび割れ、鉢巻の剥落など何らかの破損を受けた。人の居住する建物も、その多くが戸や障子が開閉できなくなるほどゆがんだという。被害は仙台城と同様で、場内の土蔵が残らず被害を受け、石垣も大破していた。その後も余震と思われる地震が続いており、閏7月18日には「六月廿五日以後之強き大地震」があり、棚の上の物が落下するなどしたという。

万右衛門は天保6年の地震について、寛政5年(1793)1月7日以来の大地震であったと記している。この地震についても、現時点でいわゆる「宮城県沖地震」とされている地震である。42年前に発生した大地震の記憶が共有されていたことを示唆する記載であろう。

あわせて注目されるのは、「普請丈夫」な建物ほど破損が激しく、「小家」や「破家」の被害は大破はなかったという記載である。仙台城下町においては、武家屋敷は幕末期に至っても

柿葺が中心であったという⁽⁸⁾。また土蔵造りの町家は 18 世紀半ば以降も城下町の中心である大町一～四丁目を中心とする限られた地域で建てられ、幕末期に至っても土蔵造の建築はかなり限定されていたとの指摘もある⁽⁹⁾。万右衛門の記録からは、土蔵造りの多い中心部で被害が大きく、それ以外では結果的には被害が押さえられたということが推測される。藩の建築規制に加え、大地震の経験が、幕末期にかけての仙台城下町での景観形成に影響を与えたのかどうか、検討する余地があるのではないだろうか。

なお、「天保凶歳日記」中で万右衛門が地震を記録した日時を表 5 にまとめた。これらの記載は、天保 6 年 6 月地震の余震やその他の歴史地震に関して貴重な情報を提供している。

(表 5) 「天保凶歳日記」中の地震記事

年	地震が記録された日(月/日)
天保 4 年	7/22、8/28、10/26、12/2
天保 5 年	3/15、4/9、4/10、6/7、6/16、7/23、8/20、10/3、11/13
天保 6 年	2/21、6/26、6/27、7/9、7/12、7/16、閏 7/1、閏 7/2、閏 7/18、閏 7/19、閏 7/24、8/5、8/10、8/11、8/15、8/16、8/17、8/27、8/30、9/17、9/21、9/22、9/25、10/5、10/15、10/16、10/17、11/4、11/20、11/21、12/9 (カ)、12/21、12/30
天保 7 年	1/15、2/29、2/30、3/28、3/29、5/1、5/27、7/6、7/17、7/19、7/27、8/13、8/25、8/26、8/28、9/26、10/19
天保 8 年	5/30、6/10、7/1、7/20、8/11、11/20、12/9
天保 9 年	1/15、2/25、4/28、閏 4/9、閏 4/10、閏 4/15、閏 4/16、5/20、6/14、7/22、8/10、8/27、8/28、11/9
天保 10 年	1/27、1/29、2/1、2/9、3/25、5/15、8/2、8/5、8/7、10/29、12/25、12/27

天保 6 年 7 月の水害

天保 6 年 6 月 26 日大地震のほぼ 1 ヶ月後の閏 7 月 7 日、仙台城下町では大雨と洪水により、広瀬川に架けられた仙台城と城下町を大橋の流失とともに、角五郎や大工町など広瀬川兩岸の各町で武家屋敷及び町家の流失や石垣の破損、さらに死者も出る大きな被害となった。万右衛門の記録には地震と洪水による農村部の被害状況の記載はないが、志田郡では地震により田地が「大海」の様に冠水したことや、洪水で堤防が決壊したとの被害も記録されている⁽¹⁰⁾。

万右衛門は日記中で「大地震後、大洪水有事、往古よりためし多シ、其後火事有と云」という認識を示し、具体例として寛永 14 年 (1637)、正徳 2 年 (1712)、寛政 5 年の事例を挙げている。地震により気候が一変するという指摘は万右衛門の記録の中に散見するが、たとえば天保 4 年 6 月 23 日の記事として、「一説ニ、雷ニテアシクナリシヲ、地震ニテ雨晴レルト云ナリ」といった記載からは、当時の社会において一般的な認識だったとも考えられる。

一方、洪水の被害の被害については、大地震の直後で堤防などの破損が生じていた可能性が高いことが指摘できる。加えて、前述した国分白髭山では、すでに文政 12 年（1829）7 月に流木のための山林伐採を天候不順の原因とする騒動が発生していた⁽¹¹⁾。天保期に代官などを勤めた下級藩士の荒井東吾（後述）は、天保 5 年（1834）5 月と 6 月に相次いで提出した藩への献策書（『翻刻荒井宣昭選集』所収）で、家作や燃料確保のための過剰な伐採で山林が荒廃し、河川への土砂の流入により洪水が頻発して田地が被害を受けていると指摘している。

天保 6 年 6 月の大地震と、その後の天保 7 年の凶作との関わりについてはこれまでほとんど注目されていない。一方で一連の流れからすれば、19 世紀以降の山林や土地の利用をめぐる問題が、大地震とその後の洪水による二次災害を契機にさらに深刻化し、農業基盤に大きく影響を与えた、という視点からも検討する必要がある。

2 災害下の人々—天保飢饉に見る

災害の発生により人々の生活はどのように影響を受けたのか、本章では万右衛門の記録から天保飢饉下での人々の状況を明らかにすると共に、危機的な状況に対して社会がどのような対応を行ったかという点について確認してゆきたい。

なお、天保飢饉時の仙台城下町での様子や救済の状況については、すでに概要が明らかにされている⁽¹²⁾。万右衛門の記録についても、ここで明らかにされた事実に関する記載も多い。結果として重複する内容も多いが、万右衛門のような下級藩士がどのような状況におかれたかという点について、天明飢饉から寛政期の状況として明らかにされた下級藩士の生活基盤に関する論点提示⁽¹³⁾もふまえながら概観してゆくことにしたい。

（1）天保 4～5 年の飢饉

米価対策と藩士・領民

天保 4 年 6 月に入ってから不気候により、城下町では 6 月 23 日には早くも米穀不足となって米価が上昇し、「騒動」となっていたという。ここでの「騒動」とは打ちこわしなどの直接行動ではなく、米価上昇に対する不安感が広がったということであろう。これをうけて、7 月 6 日には藩から 2000 俵の払米が実施されている。ところが、そのことで逆に 1 升当たりの小売米価が上昇し、城下町の「小舞之者」たちが逆に「迷惑」する状況になった。払米政策の責任者である出入司の小松新治と、その「上ノ方」である奉行の芝多対馬に対し強い批判が向けられたという。藩では同月 19 日に若林にあった米蔵から再度 5000 俵の御払米を実施し、同

時に1升当たり米価を70文とするよう通達した。しかし「弥増大笑、出入司失作」と、出入司への批判はさらに高まったのである。

一方、払米により城下町の米市場に対する米の供給量が一時的に増加したようだが、そのことが逆に志田郡古川（大崎市）など在外からの販売をとどこおらせたという。7月下旬には「在々ヨリ一円出米なし」と、城下町への米供給が途絶える状況になっていた。8月9日にはそれまでの天候不順もあって、仙台北城下町の町人達の間には「飢饉凶歳」となるとの観測が広がってさらに不穏な状況になった。ところが、そのなかで出入司の小松新治により1万6000俵もの江戸廻米が実施された。城下町の町人の中には、小松と奉行職の芝多対馬への「大うらみ」が広がっていたのであった。

8月にはいり、藩では米穀の買い占めや酒造の禁止など次々と触を出して米価の安定に努めている。しかし、城下町での食糧確保の状況は緊迫の度を増していった。11日には藩から城下で米穀の専売権を与えられていた二日町、立町、新伝馬町、穀町の四穀町に再び2000俵もの御払米がなされたが、同時にこれ以上の御払米が不可である旨の通達がなされた。御払米は城下に200軒近くあったという搗米屋に対し行われたが、1人当たりの販売量が5合に限られ、13日には米を求める群衆が搗米屋に殺到したのであった。

そのような中で、8月14日には城下町検断より「御町方先年備置候」1万俵が町方に払い下げられている。これは文政年間に藩の命によって富裕町人から米穀を供出させ、藩の蔵に備蓄していたという「町方備石」のことである⁽¹⁴⁾。万右衛門の記録によれば、町方検断たちによって支給された貯穀により翌日には搗米屋に人々が押し寄せる状況が緩和されたという。続けて8月19日には、今泉御蔵に備蓄されていたという「正山様御土産粳」が、知行高の上下に関わらず家中の武士たち、さらには町方にも支給されたの趣旨の記載がある。「正山」とは、文政10年（1827）に30才で没した11代藩主伊達斉義のことであり、文政3年（1820）の入部に際し、家中への手当金支給に代わって、分限に応じた備荒貯蓄のために粳が下賜されていた⁽¹⁵⁾。前藩主の「遺産」という名目で備蓄されていた穀物も救済に当てることで、城下町に生活する下級藩士と町人たちの動揺を押さえようとしたのであった。とはいえ、危機的な状況はなお続いていた。藩の備蓄米が早くも底をつく中で、7月末から8月にかけて城下や領内の富裕者により米の安売りが行われた。8月24日には、困米をしており「打破」るべしとの風説が立った商人による施米がなされている。

一方、万右衛門は8月24日、十番組頭の片平数馬を通じて備蓄米改めを受けている。これは備蓄米不足に陥る中で、小前の騒動状況を鎮めるため、当時の奉行職だった芝多対馬の発案で行われたものだとされる。万右衛門は文政8年（1825）以来備蓄米を行っており、天保4年時点で97俵を所持していた。この時、万右衛門も含め19名の大番士が所持米改めを受けているが、他者へ貸付を行っているかどうかは改めの対象となる基準となっていた。万右衛門は知

行所からの年貢収入などを運用し、ある程度の備蓄を確保していたことがうかがえる。備蓄米の供出を求められた万右衛門は、当初は自家および親戚分の飯料を除いた 17 俵を払米とする旨を申し出た。ところが藩役人からは不足だとされて上積みを求められ、20 俵を救済米として藩に売却することとなった。値段はいくらでも構わない、と願っていることから、事実上の提供だったとみてよいだろう。この件については、同年 12 月の芝多対馬の罷免により沙汰止みとなったようである。とはいえ、ここからは城下町住民の救済を優先させる中で、下級藩士の生活が圧迫されるという構造を見て取ることが出来る。万右衛門はこの記事とあわせて、米穀不足のため来年の新穀までは食いつなげないだろうという悲観的な見通しを示していたのである。

このような状況を受けて、藩ではさらなる対策を進めている。すでに 8 月 14 日には国分町と大町商人に対する備蓄米改めが実施されていたが、9 月 25 日には当時の町奉行伊東泰助の屋敷において、城下町の係り検断により富裕者からの御用金調達が行われている。検断から富裕者に御用金調達が進められる中、町奉行の伊東は別の部屋に控え、所定の御用金の供出に応じるまで帰宅を許さないという強硬なものであった。御用金についてはその後も町奉行を通じて命じられており、12 月 16 日には大町の中井新三郎や佐藤助五郎（助右衛門）ら 4 名の商人に「御意」として 5000 両ずつの御用金借り受けが求められた。しかしいずれの商人も承諾せず、町奉行と商人との間で「もめ合」が起こっていたという。これと同じ頃、米の買い占めを行ったとして目付衆により城下町商人数名が摘発され、投獄された者もあり、万右衛門は「すはら敷事」と評価している。富裕者の不正に対する万右衛門の厳しい視線は、おそらく城下町住民の意識とも一定度の共通するものだったと考えられる。逆に言えばそのような認識が広がっていたことが、藩側の強気な対応の背景にあったとも指摘できよう。

飢饉下の米穀流通と備荒貯蓄

ところで、天保 4 年 8 月 26 日の項には、万右衛門が領内を廻村して仙台に戻った郡村締め役から入手した、領内北部の中奥・奥の両郡の状況が記されている。両郡では食料が尽きて 60 人ほどの餓死者が出ていたが、各郡の備蔵では、ぬかなどを詰めた「偽俵」の備蓄が見られたという。凶作以前から危機対策は脆弱な状況になっていたのがあった。これと関連して、同年 9 月下旬の記事から、米穀流通の中で城下町がおかれていた立場をうかがうことが出来る。それによれば、藩では 1 升当たり 66 文など米価を公定する触を出していたが、そのことで城下町への米穀流入が逆に減少し、町方から在方へ「無心買」と記されるような米穀取引が広がったという。百姓達は、「居りながら高直に売」れるとして、相対で米穀を売却販売を行い、ますます市中への販売量が減少し、城下町での騒動を引き起こしていたという。「市中」とは、仙台藩で年貢以外の余剰米を藩が独占的に買い上げる買米制を前提に統制されていた領内の米穀

市場を指すと考えられる⁽¹⁶⁾。飢饉下で従来の統制を乗り越えて新たな米穀市場が築かれ、そのなかで米持層が利益を追求していたのであった。備荒貯蓄もこのような動きの中で不正な運用が行われたということであろう。災害を契機とした新たな経済関係の成立とも評価できるが、一方では城下町の人々への食糧供給を脅かすような事態をも生み出していたのであった。

天保4年から5年の飢饉の被害状況について、万右衛門は天保4年12月の状況として、在方で多くの死者が出たこと、城下町では食料自体の不足よりも、「金餓死」の者が多かったとしている。金銭を持ちながら命を失った人々については、備荒貯蓄策の問題とともに、米価による利益追求の結果という点からも検討する必要がある。翌天保5年3月初旬には城下の四穀町に在方から多くの米が入荷したため米価が下落したという。在方でも米価が下落することを、万右衛門は「銭餓死」で買い手がつかなくなったことを原因だと推測しつつ、市場動向を理解しかねている。都市の住民の生命を危険にさらしながら、なお米穀販売の利益を追求しようとする動きが広がっていたのである。また同年6月上旬の記事には、天明飢饉時と異なり「半年分位之困」の販売により市場が飽和したため米価が下落したとの万右衛門の観察が記される。ここでは「糶の如く」に痛んだ給人領主の備蓄米を詐取し、品質の悪い「下米」だとして販売し利益を得ようとする多くの百姓たちの存在についても記録される。百姓たちのしたたかな利益追求の動きに、万右衛門ら藩士達は翻弄されていたのであった。

救済策をめぐる下級藩士の認識

天保4年飢饉における町方での救済策として、武家屋敷を預かる宿守にトコロやワラビの根を掘らせて城下町商人方で米と交換させたり、亀岡八幡宮での新宮造営や城下町道路の御救普請を実施したことが指摘されている⁽¹⁷⁾。万右衛門の記録にも、8月下旬に河原町の沢口安左衛門と北山の菊田家（記録では「又兵衛」とあり）が差配人に任命されたことが記される。道路普請については10月中旬から三手に分かれて実施され、藩の外に普請を行った道路に面した屋敷主からも手当米が支給されたという。さらに道普請に出られない老人や15歳以下の者には、城下近在でタニシを拾わせ、三浦忠兵衛なる者を差配人に命じて1升あたり23文で購入するという救済策を取っている。また女性には「糸綿取方」を行わせていたという。万右衛門は、城下町で町奉行と係検断が連携して実施している城下町住民向けの救荒対策を高く評価していた。その一方で、「諸士計御救之御手段無之候事」と、万右衛門ら下級武士に対する救済を怠っているとして不満を募らせたのであった。

前述したように、家中に対しても備蓄米の払い下げが行われていた。しかし、前述したように城下町住民の救済を理由に備蓄米の供出を指示されるなど、藩は城下町の秩序維持を優先していた。家中に対する対応としては、8月14日の知行所最寄りの御蔵と城下町との為替米許可に関する触や、翌15日の知行・扶持方に応じた米穀の勝手買付許可令が挙げられる。しか

し、基本的には凶作にもかかわらず年貢米収入が確保されることを前提としたものであったり、藩士自身の自助努力に依存したものであった。天保4年の万右衛門の知行地の状況については天候の部分で述べたが、知行地からの収入が得られず、備蓄も供出対象とされる中で、生命の維持に対する危機感を抱いたのだといえよう。万右衛門ら下級藩士と城下町住民との間には、生存をめぐる利害対立の側面もあったのである。12月14日と22日には、藩役人による御蔵米の不正流用が摘発されているが、これについては天明から寛政期の状況⁽¹⁸⁾と同様、役職に就いた武士が飢饉下での生存を確保するために利得を得ようとしたという評価も可能であろう。

仙台藩では、天保5年11月、同6年7月および10月の三度にわたり藩士層の借金についての返済猶予を通達している。また天保6年10月26日には、凶作および同年の大地震・洪水による収入減を理由に、禄高と役職に応じて一定額の扶持米および役料の借上げが実施されている。禄高支給の元手となる収入増が天候不順や地震により果たせない中では、役料の支給を抑制しつつ下級武士の生活維持を図るため、返済猶予が数少ない政策対応となっていたのである。このような中で、天保7年の凶作を迎えるのであった。

(2) 天保7・8年の飢饉

天候不順と米価高騰

前述したように、天保7年の夏も天候不順が続いた。その中で、5月末には早くも在郷から仙台北下町への米穀移入が滞っていたという。飢饉年への不安が広がる中で、5月27日には四穀町に4000俵の御払米が行われ、搗米屋にて1升あたり88文で販売するよう指示がなされた。城下町住民の混乱を避けるため、藩では備蓄米投入と価格統制を通じて早期に市場への介入が計られたのである。その一方、6月1日の記事として、一年分の貯穀を所持している家はほとんどないとされる。貯穀としての消費、あるいは高米価に際しての販売の双方が考えられるが、社会全体として凶作への対処が対策が不十分な状況であったことがうかがえる。

一方、これに先立つ4月15日頃の状況として、「世間金談不通用」のため、「非常之無心、或ハかたり同様」の行為をする諸士が多く見られたという。藩士層を対象とした借財の返済猶予が、逆に藩士層に対する金融を滞らせ、藩士の生活を圧迫していたのである。

6月6日の土用入後も雨天と冷気が続いたため、城下町では天気と豊作祈願の祭礼が催されたことについては前述した。その後、町方からの願い出により6月22日には追加で2000俵の御払米が実施されている。1升88文の価格だったというが、町方ではこの頃「日雇」や「手間取」、「商」の場が縮小する不景気にあつたため、購入に差し支える者が多かった。その後、「真之凶年」との観測が広がった7月5日には、人々が御払米の購入のため搗米屋に殺到し、その中には「諸士」たちも含まれたという。扶持米の支給が滞る中で、町方住民向けの安米販

売に藩士層が加わって、食料を取り合う状況が生まれていたのである。一方、家内8人に対し1升5合に販売量が限られていたようで、少しでも多くの食糧確保を目指す人々と搗米屋との間に争いが起こり、城下町は騒然とした様相を呈するようになっていたのである。

藩では、その後7月18日に知行取の武士と町方住民のそれぞれに対して救済米の販売を実施している。しかし、いずれもの救済の対象となる人々は限定されていた。知行取りの者については、家内の人数を所属する大番組の頭に届け出させた上で、知行分の米を販売するというものであったが、「能々米不足」でなければ「御知行ノ分」の米は支給されなかった。町方への販売は1人あたり玄米1盃（4合）を販売するものだったが、ここでも「少々荒物売」などを行ってれば対象から除外され、「誠ニ喰兼」ねる者かどうか検断が判断して販売していたという。万右衛門はこれでは人々に生存を維持できるような「猶予」が出来ないとして、一連の対応を「御恵之不足なる御払米」と批判していた。藩側としては、備蓄米の限界もあり、武士および町民の中でもっとも困窮している人々に対する救済をを優先しようとしたのであろう。しかし、万右衛門も含め救済対象から除外された人々の間に不満が広がる結果になったのであった。

他領米の購入と地域間関係

このような状況の中で、7月26日には中井新三郎、岩井作兵衛、錦織万右衛門、佐藤助五郎の城下町商人4名に対して他国での米穀買入れが命じられている。岩井作兵衛には国分町検断の米川十右衛門が同道していた。引き続き7月30日には、大町三・四・五丁目の青山五左衛門ら城下町の検断衆に対し、「手筋」での米穀移入が指示されている。この触に際して、万右衛門は藩による御払米は9月までしか行えず、もはや来年の収穫まで町方への救助米を確保できる見込みがないとの情報を記している。このような観測は町方にも広がっていたようで、「借家」の者たちが最上（村山郡）や秋田に越境していったことが記されている。

他領米の買付について、開始直後の7月末には早くも羽州酒田（山形県酒田市）の豪商本間家より米2万俵を確保している。しかし、このような順調な結果ばかりではなかった。8月5日条では、羽州村山郡（山形県村山地方）においては、仙台に通じる「最上道筋」に番所を建て、米や「小山酒」の仙台への移出を阻止していた事が記される。村山郡側での取締は、抜け荷が発覚した場合には「打擲」を受けるという実力行使をも用いたものであった。同月15日条にはより詳細な状況が記されると共に、その理由も記されている。すなわち、仙台領での不作にともなう村山郡での米価高騰に加え、去る天保4年の「最上餓死」に際して、仙台から米の融通を受けられなかったことが嚴重な穀留の動機となっているというものであった。この記事については、羽州村山郡の村役人たちが、郡中議定に結集して自主的に行っていた地域管理体制⁽¹⁹⁾が、実際に米穀抜け荷の抑止力として機能している実態を示すものとして注目される。

天保4年の仙台藩、および天保7年の村山郡での穀留が、それぞれの地域住民の生存を確保するための機能を果たす一方、保護の対象外となる地域の人々の生命を危険にさらすという側面があったことは、当該期の地域運営のもつ「地域主義」的な側面⁽²⁰⁾の指摘という点からも留意すべき事実であろう。

それとともに、天保7年の事例では、村山郡の人々に天保4年飢饉時における仙台藩側からの米穀融通が不十分だったことに対する遺恨があったという認識も興味深い。日本海側の地域でより被害が大きかったとされる天保4年飢饉⁽²¹⁾に際しての仙台藩の対応については、羽州最上郡の飢饉記録に羽州諸藩からの米穀融通の依頼に対し、手当を拒否しようとする出入司・小松新治と、「奥羽の旗頭」として相応の役割を主張する白石領主片倉小十郎との間で意見対立があったとの指摘がある⁽²²⁾。仙台藩からの諸藩への手当米は天保5年に実施されたようだが、前述した天保4年の小松新治による米穀政策をふまえれば、仙台藩からの手当支給が遅れたことが、羽州側での飢饉被害に影響を及ぼした可能性が推測される。自主的な地域運営を行ったとされる村山郡の人々は、危機下においては隣接する大藩である仙台藩に対し一定の役割を期待する意識を持っていたのである。

城下町商人の登用と下級藩士

この間、城下では「詩狂」と題する漢詩に見立てた落書が見られ、武士や領民が「少々たる救助」により生命の危機に瀕していると救済策に対する批判が提起されていた。このような中で、8月16日は藩主直書により、儉約と役職や身分を超えた議論の活発化が指示された。この詳細については解説2で検討したいが、同時に扶持米取りの藩士に対しては、扶持米の支給量が元高の1割から3割に削減されることとなった。9月1日には町方に対する糶室・濁酒製造の禁止とあわせ、藩役所における賄いが粥に切り替えられ、役料も半額が金子渡しとされるにいたった。前述のような状況の中で、9月2日には、城下大町一丁目の呉服・太物商であった佐藤助右衛門が勘定奉行仮役に任じられたのであった。

佐藤助右衛門の登用について、万右衛門は飢饉に対する救済策の実務、特に7月から開始されていた他領米購入の差配を行っていたことを理由として記している。しかし、その一方で勘定所の役人たちが「町人成揚」の配下にされてしまうと、「無抛、気之毒」と複雑な心境を吐露している。領民だけではなく、万右衛門のような下級藩士層も城下町商人による他領米購入の成否にその生命の維持が左右される状況の中、実務に精通した人物を登用する必要性は認識していたと考えられる。しかし、それでもなお商人が士分を獲得するだけではなく、役職にまで登用されることについて強い抵抗感をもっていたのである。その後、10月中旬に行われた城下町および家中への御払米に際して、万右衛門は高直である理由を、佐藤助右衛門が他領で買い求めた米をあてたためだとしている。佐藤助右衛門が私利を追求をもくろんでいる、とい

った趣旨の批判であろうが、金上侍である佐藤が主導する政策の僅かなほころびをも批判に結びつけようとする万右衛門の意識が強く現れている。

佐藤については、その後 12 月に企画した、領内の有力者から富くじ方式で資金を調達する万人講の発起や、救荒食として松皮餅の製法を普及させるなどの手腕を発揮し、領民から「お助け様」と称されるほどの名望を得ていたとされる⁽²³⁾。しかし、万右衛門は佐藤が天保 8 年 3 月 2 月には勘定奉行の本役に昇進した際にも「奇妙之仕合、金之威」と、金に物をいわせた身分獲得であると痛烈に批判している。万右衛門の佐藤助右衛門についての一連の記述は、特に近世後期における身分を超えた人材登用の活発化にともなう、役職に就けない武士たちの鬱屈という指摘⁽²⁴⁾を典型的に示す認識だといえよう。

とはいえ、他領米の購入については、城下町商人や領内有力者からの資金調達が必要不可欠であった。城下町商人に対しては藩が強制力を発揮して徴募したことは前述したが、天保 7 年飢饉時においても、他領米買い付けが開始された直後の 8 月 4 日に、城下町の富裕者数十名が町奉行宅に呼び出され、救済のため「御割付調達」を命じられている。その一方で、見返りに様々な特権を与える献金も実施されていた。天保 8 年 2 月上旬の記事には、城下町や在方で献金による苗字御免、知行地の獲得、さらには「組拔」や「御番外侍」といった士分を獲得する人々が現れたことについて、能の番組に見立てた風刺が記されている。「なりあかりの高砂」や「郡村の為ニハ芦刈」、「御国家ハ猩々乱」という記載からは、佐藤助右衛門の登用に対する万右衛門の認識と共通するような、藩の献金制度に対する批判が見られる。とはいえ、この時点で仙台藩では、解説 2 で述べるように、出入司から郡奉行や代官衆に救済のための資金を使い果たしたことを宣言する事態に陥っていた。万右衛門の記録は、献金による身分秩序の動揺を批判しつつ、実際には献金者たちの力量に依存しなければ生存が維持できない事に対する複雑な意識が広がっていることを示しているのである。

混乱と他国米の到着

天保 7 年については、11 月以降の記事について原史料の破損が激しく判読が困難だが、秋以降の食糧不足の中で、危機的な状況がさらに進む様子が記される。藩士層に対しては扶持米および役料の貸上に続き、9 月 26 日には家中の難渋者に対して救助願を提出するよう通達されている。万右衛門の知行地も皆無作となっていた。10 月には知行地から城下への米駄送が許可されるとともに、知行地最寄の御蔵場と城下の蔵場との間での為替米が許可され、藩士層の食料の確保が図られた。しかし、万右衛門の知行地の状況から推測すれば、一般の下級藩士層が現物の食糧を確保することは困難がともなったと考えられよう。

仙台城下町では 10 月初めには城下町周辺の山林が解放され、雑木などの採取が許可された。しかし、大町の中心部である芭蕉の辻で餓死者が出るなど、この時期から諸方に「乞食、非人、

餓死之者」が出始めたという。城下町では食料をめぐって騒動状況が広がる中で、同月 11 日には城下北目町で芝居興行が行われている。万右衛門によれば、この時期他国からは「仙台餓死二而、馬牛を喰候由」との風聞があり、また「人気不穩」を押さえるために許可されたものだという。しかし、興行が行われた周辺には数人の餓死者が放置されており、「不訳り興行」であると厳しい視線を向けていた。

翌天保 8 年 2 月に入ると、城下及び在方では強盗や放火が多発していた。食糧不足の中で、沿岸部や山間地では「犬猫之類」を食料に充てたとの風聞もあったという。沼のかと根（コウホネの茎）を食事にしたとの記載も見られる。時期は下るが、6 月には沿岸部で「人之肉」を食したとの代官からの報告も記されている。

一方、扶持米の支給が滞ったため扶持米取りの藩士たちの間で騒動が起こり、急遽 2 月 26 日から 28 日の間にかけて不足分が支給されたという。在村の状況に比べれば、米穀の支給が受けられる扶持米取りの藩士層はまだ恵まれた状況にあったともとれようが、この時期の仙台藩では、領民だけではなく下級藩士層も生命の危機に瀕していたのであった。その一方、4 月 26 日には、御扶持方役人の一部が、他国米からの扶持米支給に際して升数を減じて支給し、そこで生じた余剰分を塩釜に駄送するという一件が発覚している。売却による利益確保が目的だったと考えられる。役付の藩士にとっても生存維持のため不可欠だったという役得の追求⁽²⁵⁾により、扶持米取りの藩士の生存が脅かされていたのである。

このような状況は、前年夏から行われていた他領米の移入により一応の改善を見る。3 月 22 日に酒田の伊東屋伝助の廻船 2 艘により「北海大廻し」（津軽海峡経由）で米と酒が寒風沢に着岸した。さらに 4 月下旬から 5 月にかけては、越後新発田の一島（市島次郎八）家からの米 8000 俵が寒風沢に入港するとともに、福島より阿武隈川経由での輸送分も到着したという。この米穀到着の報に接した万右衛門は、ようやく町方や諸士に対する救助米を確保できたと安堵している。他領米の購入により天保 7・8 年飢饉の危機を脱したことはこれまでも指摘があるが⁽²⁶⁾、万右衛門の記録には前述した酒田の本間家も含め、仙台藩が米穀移入を交渉した相手側の具体名が記されているのも重要である。これを手がかりにした仙台藩役人・城下町商人による他地域での交渉の具体像と、そこから浮かび上がってくる地域間関係についてさらに考察を深める必要があろう。

天保 8 年秋以後の状況

天保 8 年の作柄についてはある程度持ち直した。しかし、領内は深刻な被害を受けていた。4 月 14 日に桃生郡鹿又（石巻市）に下向した万右衛門は、桃生郡深谷地方の田地の荒廃状況や栄養失調状態にある人々の様子を目にしている。その後、9 月上旬の状況として、万右衛門は城下町や在町で空き家や家屋の破損が多く、在方でも死亡や退転者が続出する状況を「目ノア

テラレヌ有様」と悲嘆していた。城下町には依然として「流民」が多く存在していたが、寒気に向かうなかで「横死」するものも多かったという。そのような中で、10月1日には救助策の終了が触れ出されたのであった。一方、11月には「江戸御借財」返済のための江戸廻米が実施されている。天保8年の作柄がある程度持ち直し、自力での生活維持が可能だと判断される中で、収支を度外視した他領米の移入により発生した負債への対応に早くも追われることになったのである。

その中で、領民に加え藩士層の生活も引き続き危機に直面していた。天保7・8年飢饉による耕作者の減少および生存者の栄養不足は、田地の荒廃状況を引き起こしていた。その中で、翌天保9年も天候不順となった。米価が高騰する中、天保9年8月28日の記事には、町々や諸士の食事は1日1度の粥となる一方、城下町への「新流民」の中には「帯刀之流民」も含まれていたという。「帯刀之流民」については、献金で帯刀御免を獲得するような地域有力者というよりは、わずかな知行地が凶作に見舞われ、収入を失った下級藩士層である可能性が高い。

天保飢饉後の仙台藩においては、他領米購入にともなう正金流失による悪性インフレが発生したという指摘があり⁽²⁷⁾、万右衛門の記録にもその状況が詳細に描写されている。藩では農村復興による領民の生活再建と、藩士層の生命維持の両者に配慮するという政策課題に直面することになったのである。

おわりに

天保期の仙台藩は、天保4年に天候不順と凶作に直面し、大きな被害に見舞われた。気候不順に直面した人々は、天候回復のための祈祷を実施し、収獲確保に期待していた。その一方、気候不順による凶作の中で、人々は利潤獲得を追求して「金餓死」と記されるような事態を招いたり、危機対策のためにこそ備蓄された食糧を売却して、自ら生命を危険にさらしていた。その後、天保6年の大地震と洪水により田地などの生産基盤が大きな被害を受けた。人的要因と自然災害が複合する形で災害に対し脆弱な状況になる中で、天保4年を上回る天候不順と凶作により、天保7年から8年の飢饉被害がさらに拡大したのである。

一方、万右衛門の記録からは、このような状況が当該期の仙台藩の政治運営に大きな影響をおよぼしていたことも読み取ることが出来る。そのことをふまえ、次に災害状況の中での藩政運営の状況を概観してみることにしたい。

注

- (1) 近藤純正「東北地方に大飢饉をもたらした天保年間の異常冷夏」(『気象』37-5 1985年)、菊池勇夫『近世の飢饉』(吉川弘文館 1996年)。
- (2) 菊池前掲注(1) 著書。
- (3) 菊池勇夫『飢饉の社会史』(校倉書房 1994年)。
- (4) 菊池前掲注(4) 著書。
- (5) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、110頁。
- (6) 菊池前掲注(4) 著書。
- (7) 菊池前掲注(4) 著書。
- (8) 『仙台市史』通史編4近世2(仙台市 2003年)、168-172頁。
- (9) 前掲注(8) 書、173-80頁。
- (10) 「新沼村郁右衛門記録」(『志田郡沿革史』宮城県志田郡 1912年所収)。
- (11) 『仙台市史』通史編4近世2(仙台市 2003年)、437頁。
- (12) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、114 - 121頁。
- (13) J. F. モリス『近世武士の「公」と「私」 仙台藩士玉蟲十蔵のキャリアと挫折』(清文堂出版 2009年)。
- (14) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、271頁。
- (15) 『大日本古文書 家わけ第三 伊達家文書之八』、史料番号2996。
- (16) 難波信雄「仙台藩国産統制機構の成立と機能」(『宮城の研究』4、清文堂出版 1983年)。
- (17) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、112 - 3頁。
- (18) モリス前掲注(13) 著書。
- (19) 青木美智男『近世非領国地域の民衆運動と郡中議定』(ゆまに書房、2004年)。
- (20) 菊池前掲注(1) 著書。
- (21) 菊池勇夫「天保四年の奥羽飢饉聞書について」(宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所『研究年報』36、2003年)。
- (22) 平川新「郡中議定と権力」(『日本史研究』211、2005年)。
- (23) 菊池前掲注(1) 著書、『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、117-8頁。
- (24) 平川新「武士と役人」(『歴史評論』581 1998年)。
- (25) モリス前掲注(13) 著書。
- (26) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、115-120頁。
- (27) 『仙台市史』通史編5近世3(仙台市 2004年)、120-121頁。